

品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付要綱

制定 令和3年4月1日 要綱第143号

(目的)

第1条 この要綱は、区内に住む高齢者が特殊詐欺の被害にあうことを防止するため、電話機にAIを利用した特殊詐欺対策アダプタ（以下「アダプタ」という。）を取付ける際に要する費用の全部または一部に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第2条 前条の補助金の交付対象者は区内に住む65歳以上でアダプタを取付け、そのサービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）とする。ただし、生活安全担当課長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付対象となる経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）はアダプタの取付け作業に要する費用とし、対象経費以外に要する費用は利用希望者が負担する。

(補助金額等)

第4条 補助金額は8,800円を上限とし、対象経費の実支出額とする。ただし、区長は予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 この要綱による補助金は、利用希望者の属する世帯につき、1回に限り交付を受けることができるものとする。

(指定事業者)

第5条 アダプタを利用希望者に提供する事業者（以下「事業者」という。）は、区長が指定する事業者とする。

(補助金の交付申請)

第6条 利用希望者は、品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により補助金の交付申請をしなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条の申請書を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、利用希望者に通知しなければならない。この場合において、区長は、事業者に交付の可否を通知するものとする。

(アダプタの取付け)

第8条 事業者は前条後段の通知を受けたときは、速やかに利用希望者の電話機にアダプタを取付けなければならない。また、事業者は、取付け作業の際の現地の状況から、電話機、電話回線またはその他周辺機器の状況により、アダプタの取付けができないと認めた場合は、その旨を利用希望者に通知する。

(実績報告)

第9条 事業者は、前条の取付け作業が完了したときは、品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金事業実績報告書（第2号様式。以下「実績報告」という。）

に添付書類を付して区長に報告しなければならない。

(確定通知)

第10条 区長は前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査して必要に応じ実地検査のうえ、補助金の額を確定し、品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金額確定通知書(第3号様式。以下「確定通知」という。)により事業者に通知するものとする。

(補助金の請求および交付)

第11条 補助金は、利用希望者からの委任状(第4号様式)による委任に基づき、区が事業者に直接支払うものとする。

2 事業者は、前条の確定通知を受けたときは、速やかに品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付請求書(第5号様式。以下「請求書」という。)により区長に補助金の交付を請求するものとする。また、区長は前条の請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消および返還)

第12条 区長は、虚偽、誤謬またはその他の事由により必要と認めるときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付決定取消通知書(第6号様式)により、利用希望者および事業者に通知するものとする。また、当該取消に係る部分の補助金が既に交付されているときは、事業者に対し、期限を定めて補助金の全額または一部の返還を請求するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付申請書

品川区長 あて

住所	東京都品川区	生年月日	
氏名		電話番号	

品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、下記の項目を理解し承認したうえで、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 要綱に定める対象経費以外に要する費用は、自己負担します。
- 2 当該アダプタを取付けるにあたり、住所、氏名等の記載された本申込書の写しを指定事業者へ送付することを承諾します。
- 3 本件に係る特殊詐欺対策サービスを利用するにあたり、当該サービスのeメール通知先として、品川区指定の通知先を追加します。
- 4 事業者が電話機や電話回線、その他周辺機器の状況により、当該アダプタを取付けられないと認めた場合、または、_____年__月__日までに取付作業が完了しない場合は本申し込みを取り消します。
- 5 指定事業者が特殊詐欺を撲滅する目的の範囲内において行う利用状況に係るアンケート調査や特殊詐欺対策サービスのログ取得について協力し、これら情報が当該目的以外に利用されないことを前提に、個人が特定できない形で品川区に報告することを承諾します。
- 6 その他、当該アダプタに係るサービスは事業者との契約に従います。

問合せ：品川区 地域振興部 地域活動課 生活安全担当
電 話 _____（内線 _____） F A X _____

-----（以下記入不要）-----

区処理欄

品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付（不交付）定通知書

上記の申請について、以下のとおり交付の可否を決定する。

交 付 不交付

第2号様式（第9条関係）

年 月 日

品川区長 あて

住 所 _____

氏 名 _____

品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定のあった標記の件について、
下記のとおり実績報告します。

記

1 対象経費

_____ 円
(@ × 台)

2 取付台数

_____ 台

(添付資料)

特殊詐欺対策アダプタ取付け先一覧

第3号様式（第10条関係）

年 第 号
月 月 日

様

品川区長

品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金確定通知書

年 月 日で実績報告のあった標記の件について、下記のとおり
補助金額を確定します。

記

確定額 _____ 円

第4号様式（第11条関係）

委任状

品川区長 あて

（委任者）

住所	東京都品川区
氏名	印

（受任者）

住所	東京都新宿区西新宿3-19-2
氏名	東日本電信電話株式会社 東京事業部

品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づく補助金の交付を申請するにあたり、下記の事項を受任者に委任します。

記

- 1 補助金の申請、請求および受領に係るすべての権限について
- 2 補助金の交付決定、確定および取消通知受理に係るすべての権限について

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

品川区長 へ

住 所 _____

氏 名 _____ 印

品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付請求書

年 月 日 第 号で確定した標記の件について、
下記のとおり請求します。

記

請求額 _____ 円

第6号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長

品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で通知した補助金の交付決定については、交付決定を取り消すので、品川区特殊詐欺対策アダプタ取付補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 取消金額 _____ 円

2 取消対象

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____

3 取消理由